

重点事項 5：家庭的保育事業等における連携施設に関する要件の見直し

1. 現行制度について

- 家庭的保育事業等^(※1)は、①集団保育の提供などの保育内容の支援、②職員が病気の場合等の代替保育の提供、③3～5歳児の受け皿の確保、の連携を連携施設（保育所、認定こども園又は幼稚園^(※2)）から確保しなければならぬ。

(※1) 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

(※2) 家庭的保育事業を行う場所以外において代替保育を提供する場合は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業。家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合には、事業の規模等を勘案してその他市区町村が適切と認める事業所。

- 連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行えると市町村が認める場合には、平成31年度末までの間、連携施設を確保しないことができる。

2. 提案内容について

- 5年間の経過措置期間中に家庭的保育事業者等が連携施設を確保できないため、経過措置の延長が必要。
- 卒園後の受け皿となる連携施設の対象に自治体の認証保育所、企業主導型保育所などを加える。

3. 回答について

- 連携施設については、上記の①～③の全てが確保されている家庭的保育事業者等については、46%となっており、その確保策を推進していくことは重要な課題。
- 本年10月9日の子ども子育て会議においては、連携施設の経過措置について、
 - 連携施設の3要件全てを設定した地域型保育事業の事業所が約半分程度にとどまっている現状を踏まえ、経過措置の期限を5年間延長するとともに、
 - 経過措置を延長するに当たっては、連携施設の確保がより促進されるような方策を併せて検討することをご提案させていただいたところ。
- ご指摘の連携施設の要件の緩和については、現下の連携施設の設定状況を踏まえ、自治体における運用状況等を調査した上で、連携施設の確保の促進策の検討の中で、子ども子育て会議において検討してまいりたい。

⑧地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における連携施設に関する経過措置

概要

地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)の事業者は、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときは、施行日から5年を経過する日までの間は、連携施設を確保しないこともよいこととされている。
(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第3条、特定教育・保育教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第5条)

背景

子ども・子育て支援新制度の施行前は、家庭的保育事業でのみ保育所本体または連携保育所の支援が前提とされていた。
新制度の施行に伴い、地域型保育事業では保育内容の支援、代替保育の提供と卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めつつ、経過措置として、当面は連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合には、第1期市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である平成31年度末までの間は、市町村は連携施設の設定を求めないことができるとしたものの。

平成30年4月1日時点の地域型保育事業における連携施設の設定状況をみると、連携施設の3要件※全てを設定している事業所は、46%。

平成30年9月21日時点の集計 単位:事業所

事業	連携状況										合計
	①・②・③ の全て	①・②	①・③	②・③	①のみ	②のみ	③のみ	設定 なし			
家庭的保育事業	371 42%	304 34%	45 5%	2	60 7%	0	5	103 12%			890 100%
小規模保育事業(A型)	1,559 50%	186 6%	372 12%	12	259 8%	9	219 7%	488 16%			3,104 100%
小規模保育事業(B型)	268 39%	34 5%	76 11%	3	83 12%	0	36 5%	185 27%			685 100%
小規模保育事業(C型)	33 32%	8 8%	11 11%	2	36 35%	0	2 2%	12 12%			104 100%
保育所型事業所内保育事業	59 32%	2 1%	17 9%	2	5 3%	0	49 27%	49 27%			183 100%
小規模型事業所内保育事業	165 49%	18 5%	63 19%	0	20 6%	0	16 5%	56 17%			338 100%
上記計	2,455 46%	552 10%	584 11%	21	463 9%	9	327 6%	893 17%			5,304 100%

※①:利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

②:必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育)を提供すること。

③:当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の場合、地域枠に限る)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

主なご意見

- ・ 食事の提供に係る経過措置、連携施設の確保に係る経過措置いずれも延長するだけでなく、給食提供の方策や連携施設の確保方策についての検討が必要。(再掲)
- ・ 連携施設の確保、連携内容の調整については、自治体が関与・協力することが不可欠であることを周知していただきたい。自治体の成功事例の紹介など、自治体間での情報共有を促すような機会があれば好ましい。
- ・ 全ての家庭的保育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保することができず、結果として事業認可の取消(それに伴う保育定員の減少等のサービスの低下)が生じる恐れがあることから、経過措置の延長が必要。
- ・ 連携施設設置義務を解除する、連携若しくは加点という方式にするなど、選択肢を増やすべき。
- ・ 5年間の特例措置の継続が必要な地域や、連携施設を確保しなくても入所可能な地域があることから地域の実情に応じて対応できるよう、実態調査を行いそのあり方を検討すべき。

方向性

連携施設の3要件全てを設定した地域型保育事業の事業所が約半分程度にとどまっている現状を踏まえ、経過措置の期限を5年間延長することとしてはどうか。
なお、経過措置を延長するに当たっては、連携施設の確保がより促進されるような方策を併せて検討することとしてはどうか。

重点事項 7：保育所型事業所内保育事業における3歳以降の受入れについて

1. 現行制度について

- 家庭的保育事業等（※1）において、
 - ・ 人口減少地域や離島のように、認定こども園など満3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や
 - ・ 満3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、
- 特段の事情がある場合（※2）には、3歳以上の児童を受け入れることができることは法律上明記されている。

（※1） 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

（※2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）抄

第六条の三（略）

1 2 この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業
イ～ハ（略）
- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

22

2. 提案内容について

- 保育所型事業所内保育事業において、3歳以上の児童の受け入れを可能とする、又はこの旨明確化する。
- 個々の発達過程に応じた適切な支援等が可能な保育所型事業所内保育事業については、卒園後の受け皿の確保を不要とする。

3. 回答について

- 各自治体において、原則として満3歳以上の児童の新規受入れはできないと捉えられているという現状も踏まえ、3歳以上の児童を受け入れることができる旨、再度周知してまいりたい。
- 連携施設については、保育所型事業所内保育事業において、
 - ・ 規模（定員20人以上）や保育士配置等の基準が認可保育所と同等であること
 - ・ 3～5歳児を受け入れている事業所も一定程度存在すること等を踏まえつつ、子ども・子育て会議において検討してまいりたい。